

## 函館市在日外国人障害者福祉給付金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日本に在留する外国人に対して、在日外国人障害者福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、在日外国人障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (支給要件)

第2条 この要綱により給付金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級および2級に該当するものまたは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受けた者でAと判定されたものであって、当該障害の発生原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日が昭和57年（西暦1982年）1月1日（以下「基準日」という。）前であること。
- (2) 基準日前に20歳に達していた者であること。
- (3) 基準日前から引き続き外国人登録（外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録をいい、基準日以後に帰化した者にあつては、帰化した日以後は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記録をいう。以下同じ。）をされていること。
- (4) 公的年金（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付または国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の9に規定する年金たる給付をいう。以下同じ。）で障害を支給事由とするものを受給していないこと。

### (給付金の額)

第3条 給付金の額は、月額25,000円とする。

(支給の申請)

第4条 第2条に規定する支給要件に該当する者は、給付金の支給を受けようとするときは、別記第1号様式の申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 所得証明書
- (2) 外国人登録証明書の写し
- (3) 身体障害者手帳または療育手帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、添付書類により証明すべき事実を公募等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、給付金の支給の可否を決定し、当該申請をした者に別記第2号様式の通知書により通知するものとする。

(支給期間等)

第6条 給付金は、前条の規定による支給の決定を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)に対し、第4条第1項の規定による申請をした日の属する月の翌月から受給資格を喪失した日の属する月まで支給する。

2 給付金は、毎年3月、7月および11月の3期に、それぞれの月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった給付金または受給資格を喪失した場合におけるその期の給付金は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(支給の停止等)

第7条 給付金は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該期間中、その支給を停止する。

- (1) 公的年金で障害を支給事由とするもの以外のものを受給しているとき。ただし、その額が第3条の給付金の額に満たないときは、その差額を支給する。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。

(3) 正当な理由がなく、第 11 条の規定による届出または必要な書類の提出を怠ったとき。

2 給付金は、受給者の前年の所得（1月から7月までの月分の給付金については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象配偶者および扶養親族の有無および数に応じて、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 5 条の 4 に定める額を超えるときは、その支給を停止する。

3 前項に規定する所得は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 2 項第 1 号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、その額は、その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市長村民税に係る同法第 313 条第 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額および山林所得金額、同法附則第 33 条の 3 第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 33 条の 4 第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項において準用する同条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額ならびに同法附則第 35 条第 6 項において準用する同条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額とする。

第 8 条 市長は、前項に規定する給付金の支給を停止する事由が生じたと認めるときは、別記第 3 号様式の通知書により受給者に通知するものとする。

2 市長は、支給を停止した給付金につき、支給を停止する事由が消滅したと認められた時は、別記第 4 号様式の通知書により受給者に通知するものとする。

（受給資格の喪失等）

第 9 条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該至った日に受給資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第 2 条に規定する支給要件を欠いたとき。

2 受給者またはその扶養親族は、前条の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに別記第 5 号様式の喪失届を市長に提出しなければならない。

3 市長は、受給者が給付金の受給資格を喪失したときは、別記第 6 号様式の通知書により通知するものとする。

( 未支給給付金の支給 )

第 10 条 受給者が死亡した場合において，その死亡した者に支給すべき給付金で，未支給のもの（以下「未支給給付金」という。）があるときは，次に掲げる遺族で，その者の死亡時にその者と生計を一にしていたものに，未支給給付金を支給するものとする。

(1) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

2 未支給給付金の支給を受けるべき遺族の順位は，前項各号の順序とする。

3 未支給給付金の支給を受けようとする者は，別記第 7 号様式の請求書を市長に提出しなければならない。

4 前項の場合において，未支給給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは，これらの者は，代表者を選任し，別記第 8 号様式の選任届を市長に提出しなければならない。ただし，代表者を選任することができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは，この限りでない。

( 現況の提出 )

第 11 条 受給者は，その年の 7 月 1 日現在の状況について，別記第 9 号様式の現況届に，次に掲げる書類を添えて，毎年 7 月末日までに，市長に提出しなければならない。

(1) 所得証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

( 住所変更等の届出 )

第 12 条 受給者は，その住所，氏名または給付金の支払を受ける金融機関を変更したときは，別記第 10 号様式の変更届を市長に提出しなければならない。

( 譲渡等の禁止 )

第 13 条 給付金の支給を受ける権利は譲渡し，または担保に供することができない。

( 給付金の返還 )

第 14 条 市長は、偽りその他の不正な行為により給付金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。

( 雑則 )

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定により給付金の支給を受けようとする者が、平成 7 年 9 月 30 日までに市長に申請し、支給の決定を受けたときは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、同年 4 月分(この要綱の施行の日以後に受給資格を取得した者にあつては、その受給資格を取得した日の属する月の翌月分)の給付金から支給するものとする。

附 則

- 3 この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 4 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。